

2026年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔設問1〕

租税法律主義について、10行程度で説明しなさい。

〔設問2〕

A県に所在するキリスト教のB教会は、国内有数のゴシック様式を基調とする歴史的建造物であり、毎年多くの観光客が訪れている。内部のステンドグラスは精緻で美しい光を放ち、厳かな雰囲気醸し出すとともに、壁のフレスコ画も芸術性が高く、このいずれもがB教会の見どころとなっている。こうした歴史的・文化的価値を有するB教会は、以前よりA県から文化財指定を受けている。

B教会は、例年12月24日にクリスマス礼拝を開催している。このクリスマス礼拝は、参加者をキリスト教の信者に限定することなく、一般市民にも開放されている。また近年は、クリスマスの時期になると、B教会の敷地全体のライティングにも工夫が施され、観光スポットとして全国的人気を博するようになっている。さらに、昨年は、人気インフルエンサーの投稿したB教会のクリスマス礼拝の画像が話題となり、その美しさを賞賛する声がSNS上にあふれたことにより、B教会を訪れる観光客が飛躍的に増加した。その影響で、B教会の周辺道路では交通に混乱を来し、撮影スポットでは場所の取り合いによる訪問者間の揉め事も頻発した。教会側は私設警備員を配置していたものの、その数では対応しきれない状況であった。後日、周辺住民からは、交通規制や警備の要望・苦情等が警察へ多数寄せられた。

今年2月上旬には、B教会が舞台となった映画が公開され、B教会はさらに注目を集めることとなった。それ以降、B教会にはいわゆる「聖地巡礼」目的の観光客が多く訪れることとなった。映画内の印象的なワンシーンにおいてクリスマス礼拝が描かれていたこともあり、今年のクリスマス礼拝には、極めて多数の訪問者がB教会に来場することが予想された。そのため、この教会の責任者であり主任司祭のCは、クリスマス礼拝当日、B教会へ観光客が数多く押し寄せることにより、教会周辺の交通や秩序に昨年以上の混乱や危険がもたらされることを、強く懸念していた。

そこでCは、今年のクリスマス礼拝の開催に先立ち、最寄りの警察署に赴いて、礼拝当日における教会周辺の警備を警察に依頼できるかどうかを相談した。警察

署内で検討した結果、昨年の状況やクリスマス礼拝に向けた今年の盛り上がり鑑み、公共の安全と秩序の維持・確保のためには警察官による警備が必要との結論に至り、最終的に署長Dはその依頼に応じることにした。

クリスマス礼拝当日、実際に10名程度の警察署員により教会周辺の雑踏警備が実施された。警備は教会敷地外の公道を中心に行われたが、一部、教会敷地入口付近の交通整理にも警察官が立ち、礼拝参加者の誘導を直接行ったりもした（これらの警察署員による警備等を、以下「本件警備」という。）。その結果、当日は、目立った交通の混乱や訪問者間の揉め事はなく、無事にクリスマス礼拝を終えることができた。なお、本件警備にかかる費用（本件警備のための出動に要した時間に対応する警察署員への給与の支出および本件出動に要した交通費）の支出（以下「本件支出」という。）は公費で賄われた。

ところが、今年のクリスマス礼拝に際し、Cの依頼に基づき本件警備の提供がなされたことを知った地元住民Xは、本件警備の提供は憲法に違反しているのではないかと、この疑問を抱いた。Xは、本件支出は違法なものであり、また、警備を依頼したB教会は、本来自ら行うべき雑踏警備を警察に肩代わりさせたことにより不当利得を得ている、と考え、地方自治法242条1項の住民監査請求を行うとともに、この請求にかかる監査の結果等に不服がある場合には、同法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟を提起することも視野に入れている。

そこで、Xはこの住民訴訟に勝訴する見込みがあるかを弁護士甲に相談し、本件警備の憲法適合性についての検討を甲にお願いすることにした。

あなたがXから相談された弁護士甲であるとして、本件警備の憲法適合性に関するあなたの見解を論じなさい。その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場にも言及すること。なお、憲法89条の観点からの憲法適合性については検討しなくてよい。

【C 日程：憲法】

《出題趣旨》-----

1. 「設問 1」について

「設問 1」では、例年、憲法学における基本的事項に関する知識を問うことに主眼を置いて出題を行っている。今年度の C 日程では、財政の分野から「租税法律主義」（憲法 84 条）に関する説明問題を出題した。

租税法律主義に関しては、旭川市国民健康保険料条例事件判決が、憲法 84 条に定める「租税」の意義を明らかにし、同条の租税法律主義の射程と効果を明確にしており、本問の解答に際しても非常に参考になる。したがって、本問では、こういった判例に即した説明に加え、基本書等に記載されている基本的事項を十分に理解し、それらをアウトプットできるかを問うている。

同判決によれば、租税法律主義を定める憲法 84 条は、「課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものである」という。この説示の前半部分は、租税法律主義が①課税要件法定主義と②課税要件明確主義からなる旨を指摘するものである。後半部分は、租税法律主義が法律の留保原則に由来する旨を指摘している。

また、同判決は、憲法 84 条の「租税」の意味を、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税に当たる」と述べており、国民健康保険料のような「特別給付に対する反対給付」となるものを「租税」から排除している。もっとも、同判決は、「租税」以外のものは租税法律主義の埒外になるとは考えておらず、「租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法 84 条の趣旨が及ぶ」と解している。

こうした判例の説示を参考に、解答に際しては、①租税法律主義が憲法 84 条で規定されていること、②課税要件法定主義と課税要件明確主義からなること、③「租税」の意味、④「租税」以外の効果であっても憲法 84 条の趣旨が及びること等について触れることができているならば、本問の解答としては良好な水準に達しているといえよう。

2. 「設問2」について

本問では、クリスマス礼拝という宗教的性格を否定できない行事において、警察署長DがB教会（責任者C）の依頼に基づき本件警備を提供したことについて、これを政教分離原則、とりわけ憲法20条3項の観点から検討することが求められている。政教分離原則に関しては、津地鎮祭事件判決や愛媛玉串料事件判決等を筆頭に数多くの判例が存在し、本問の解答にあたっては、こういった諸判例を参考に、自らの見解を述べるのが想定されている。また、これらの諸判例は、大学等の憲法の授業でもよく取り上げられていることと思われる。それゆえ、本問の出題に際しては、①こういった重要判例の知識や憲法学の基本事項に関する知識が十分に定着しているか、②法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているか、といった点について、その判定が試みることが目指されている。

それゆえ、本問を解答するにあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、そのうえで、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。

なお、本問の解答における最終的な結論は合憲・違憲のどちらでもよい。説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

《解説・講評》-----

1. 「設問1」について

上述したように、租税法律主義に関しては、旭川市国民健康保険料条例事件判決が、憲法84条に定める「租税」の意義を明らかにし、同条の租税法律主義の射程と効果を明確にしている。同判決によれば、租税法律主義を定める憲法84条は、「課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したもの」であるという。この説示の前半部分は、租税法律主義が①課税要件法定主義と②課税要件明確主義からなる旨を指摘するものである。後半部分は、租税法律主義が法律の留保原則に由来する旨を指摘している。

また、同判決は、憲法84条の「租税」の意味を、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たる」と述べ

ており、国民健康保険料のような「特別給付に対する反対給付」となるものを「租税」から排除している。もっとも、同判決は、「租税」以外のものは租税法律主義の埒外になるとは考えておらず、「租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法 84 条の趣旨が及ぶ」と解している。

こうした判例の説示を参考にしつつ、解答に際しては、㉞租税法律主義が憲法 84 条で規定されていること、㉟課税要件法定主義と課税要件明確主義からなること、㊱「租税」の意味、㊲「租税」以外の公課であっても憲法 84 条の趣旨が及びうること等について触れることができているならば、本問の解答としては良好な水準に達しているといえよう。また、租税法律主義の背景に、国民の代表機関の関与を求める民主的要請と、課税の予測可能性を確保する法的安定性の要請という二面的な趣旨がある点についても、簡潔に言及できていたものについては、好意的な評価を与えている。

しかし、C 日程入試において提出された答案の多くは、憲法 84 条の引用にとどまり、上記の㉟に触れられた者はほとんどいなかった。また、上記㊱と㊲に言及できた者は若干名いたが、その大半は㊱か㊲のいずれかにとどまり、不完全ながらも㊱～㊲のいずれにも言及できたという者はほぼいなかった。そのため、この〔設問 1〕については、良好な水準に達したといえる者は全受験生うちの数%にとどまった。

統治機構分野だからといって学習を疎かにすることは、法学既修者としての入学を志すのであれば、決して望ましいことではない。司法試験においても短答式試験における統治分野のウェイトは 50% であるので、十分な復習を期待したい。

2. 〔設問 2〕について

(1) 問題の所在と検討の対象 上述したように、本問では、クリスマス礼拝という宗教的性格を否定できない行事において、警察署長 D が B 教会（責任者 C）の依頼に基づき本件警備を提供したことの憲法適合性が問題となっている。具体的には、ここでは政教分離原則が問題となっており、本件警備が憲法 20 条 3 項で禁止される「宗教的活動」に該当するか否かを検討することが、本問の出題では意図されていた。この点、本件警備について憲法 20 条 1 項後段の特権付与の禁止の問題として検討する答案も一定数あったが、採点上、そのような見解に立つ者を否定することはしなかった。ただし、「憲法 89 条の観点からの憲法適合性については検討しなくてよい」との指示があるにもかかわらず、公金支出の点に着目して検討している答案については、その条文上の根拠が憲法 20 条 1 項後段であるか 89 条前段であるかにかかわらず、消極的な評価が与えられた。また、答案の中には、政教分離原則に言及するのみにとどまり、条文上の根拠を示さないものが散見された。憲法には「政教分離」なる文言は存在しないので、あたかも憲法上の明文規定のごとく政教分離原則に言及することは、あってはならない。どの条文に基づいて審査しているのかは、違憲審査を行う上

での基本中の基本である。条文上の文言に言及するという習慣を、是非とも身に付けていただきたい。

(2) 憲法20条3項「宗教的活動」該当性に関する判断枠組み 本問では、上述のとおり、クリスマス礼拝における警察署長Dによる本件警備の提供が憲法20条3項の「宗教的活動」に該当するか否かが問題となっている。また、B教会が本来負担すべき雑踏警備の業務を警察が肩代わりしたことで不当利得を得たと評価できる場合、雑踏警備に係る教会の支出が公金によって賄われたとみなされ、憲法89条違反の問題も浮上しうるが、この点については、先に見たとおり、本問においては明示的に検討対象から外されている。

政教分離原則に関しては、最高裁判例では、津地鎮祭事件判決（最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁）において、国家が宗教とのかかわり合いを持った場合でも、日本の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに政教分離原則違反が限定され、あらゆるかかわり合いが憲法上禁止されるという解釈は否定された。このような政教分離原則理解に基づき、憲法20条3項で禁止される「宗教的活動」の内容も、国家が宗教とのかかわり合いを有するあらゆる行為を指すものとは考えられず、「相当とされる限度」を超えるかかわり合いを有する場合に限って、同項の「宗教的活動」と理解された。そして、「相当とされる限度」を超えているか否かを判断する際の判断枠組みとして、目的効果基準が提示された。この基準は、本問においても参照されてよい。

目的効果基準とは、①当該行為の目的が宗教的意義をもち、②その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に該当する場合には、「相当とされる限度」を超えていると判断するものである。さらに、判例は、この2要件の該当性を検討する際の考慮要素として、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、⑦当該行為の行われる場所、⑧当該行為に対する一般人の宗教的評価、⑨当該行為者が当該行為を行うについての意図目的及び宗教的意識の有無、程度、⑩当該行為の一般人に与える効果、影響等といった諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断することを要求している。したがって、本問の解答にあたっては、上記⑦～⑩の4要素に即して、上記2要件該当性を検討することが望ましい。

もっとも、近年はこのような目的効果基準を採用しない判例も少なくない。憲法89条の事案ではあるが、空知太神社事件判決では、目的・効果の2要件をそぎ落としたような判断枠組み（総合考慮型の判断枠組み）を提示した。また、20条3項の事案としては、都市公園内の宗教類似施設の設置に係る公園使用料を市長が免除していることの違法性が争われた孔子廟事件判決（最大判令和3・2・24民集75巻2号29頁）においても、市長による上記免除が憲法20条3項の「宗教的活動」に該当するかの検討に際して総合考慮型の判断枠組みを使用していた。したがって、本問を解答するにあたっては、どの判断枠組みを採用したかはそれほど重要ではない。重要なのは、

具体的な事実を適切に拾い上げつつ、必要な考慮要素に即して「相当とされる限度」を超えているかを検討することである。

もっとも、本問の事案では、クリスマス礼拝において警察が雑踏警備を担うべきとしたDの決定という一回限りの作為的行為が問題となっているため、Dの行為ないし雑踏警備の実施の目的と効果に関する評価が、憲法20条3項違反の存否に係る総合的判断における中心的要素を占めるといえる。それゆえ、本問においては、特に目的効果基準を忌避すべき必要性は大きくなかったかもしれない。

なお、目的効果基準を採用する者であっても、上記㉠～㉤の4要素に触れられていない答案がかなりの多数に上った。また、総合考慮型の審査を採用する者においても、そこでの考慮要素を挙げられていない答案が大多数であった。いずれの判断枠組みを採用した場合でも、一つ一つの考慮要素に従いつつ検討するという審査手法が判例では定着しており、本問においてもそのような検討が求められていたため、今回の答案のほとんどは、その意味において合格水準に達するものとはいえなかった。

(3) 具体的検討 上記のとおり、本問においても、本件警備を介した警察と教会とのかかわり合いの程度が相当とされる限度を超えるものであるか否かを、本件警備が雑踏警備であるという外形的側面にとどまらず、教会が実際に開催してきたクリスマス礼拝という「場所」（場面の性格）、本件警備に対する一般人の評価、本件警備を実施すると警察署長が決断するに至った意図・目的、宗教的意識の有無・程度（あるいは決断するに至った「経緯」）、雑踏警備の「効果・影響」（あるいは「態様」）、等の諸般の事情を考慮に入れながら社会通念に照らして総合的に判断することが求められよう。そして、たとえば目的効果基準を採用するのであれば、こういった考慮要素をひとつおとり検討した上で、いわば結論的にその目的と効果に言及することが、オーソドックスな論じ方ということになる。

検討の方向性を簡単にのみ示しておくとして、本件警備の目的は、特定の場所に多数人が集合することによって発生しうる事故・混乱、犯罪等の防止である。これは、警察法2条1項に定められた「公共の安全と秩序の維持に当る」という警察の責務にも適合する正当なものである。また、本件クリスマス礼拝が行われる場所、時間、態様等と警察の専門的知見とを照らし合わせて警察が警備の任にあたるべきであるとの判断を警察署長が行ったのであれば、警察による本件警備の必要性も認められることになる。

このような本件警備の一般的目的を重視した場合、本件クリスマス礼拝における本件警備により、教会の宗教的活動の促進に繋がる面が一定程度認められるとしても、かかる効果は警察が自己の正当な責務を遂行することに付随して発生するものとして後景に追いやられることとなり、Dの決定は憲法20条3項違反に問われない蓋然性が高くなると思われる。

その一方で、Cによる警察への依頼が警察による教会内外の警備を前提にしたクリ

スマス礼拝の開催計画に基づくものであるならば、クリスマス礼拝が実質的に教会と警察との共同開催により実施されたと評価できないでもない。この場合、本件警備に宗教的意義を認める余地が生じる。この点については、クリスマス礼拝の宗教的色彩を重視するのか、反対に、クリスマスを祝うという行為を習俗化ないし世俗化した季節行事と捉え、そのような性格の季節行事の延長線上に本件クリスマス礼拝への公衆による参加を位置づけるのかという視点も関係してくるだろう。ただ、本問においては、周辺住民からの苦情があったという事情も考慮する必要があるだろう。また、本件雑踏警備が教会入口付近の礼拝参加者の誘導を直接行う形になっていた点についても検討ができていると、論述に一層の深みが出てくるように思われる。特に、警察官による誘導が「公道上の交通整理」の範疇に留まるのか、あるいは「宗教行事の円滑な実施を直接助ける会場整理」としての性格を帯びるのかといった、事実の法的評価の分かれ目を意識した記述がなされていると、論旨がより鮮明になるだろう。

ただ、いずれにせよ、目的効果基準を適用する際には、4要素に即した検討を行った上で2要件へのあてはめを行うという手順が模範的であることには、留意が必要である。また、総合考慮型の審査であっても、検討の際の考慮事項を明示し、それに基づいた評価・検討を行うことが必須であった。しかしながら、答案の中には、問題文（の一部）をそのまま転記し、その直後に「以上の事情から、本件警備の目的宗教的意義はないといえる・いえない」などといった結論的見解を示すものが散見された。こうした答案は、どのような思考プロセスや価値判断を経てその結論にたどり着いたのかが論理的・説得的に示せていないため、高く評価することはできなかった。事情を摘示するにとどまらず、それについて判断枠組み・考慮要素とのつながりを念頭に置きつつ評価を加えることが肝要であるということを、最後に確認しておきたい。

以 上